

第二回 自治体こども計画策定ガイドライン 検討のための有識者会議

令和5年12月26日(火)10:00～ オンライン

1. 第一回会議の意見と対応
2. こども大綱の動き、概要
3. ガイドラインの素案

1. 第一回会議の意見と対応

【第一回会議の意見と対応】

主なコメント	対応案
ガイドラインについて	
1 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインがある時点で、計画はある程度画一的なものになってしまう。ここまでは必須、ここからはオプションという線引きがあるといい。 ・法律が計画への記載を求める事項を明確にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3章 自治体こども計画に盛り込む内容」に、盛り込むべき内容と自治体の裁量で追記する内容をわかるように記載することを検討する。
2 <ul style="list-style-type: none"> ・計画は自治体規模によって内容が大きく異なるため、ガイドラインは自治体規模ごとに分けて作成してほしい。 ・予算と人員が少ない自治体でも参考にできるガイドラインとしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの項目について、自治体規模それぞれの事例を掲載する。(ヒアリング結果にて変更の可能性あり。)
3 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン構成案に「KPI設定」という文言があるが、ウェルビーイング指標やSDGs等様々な指標が乱立する傾向にあるためシンプルな記載としてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8章 計画の評価・見直し」に、留意事項として記載。(自治体内の上位計画や総合計画など他計画と整合性を図ること。等)
4 <ul style="list-style-type: none"> ・好事例は必ずしも成功事例でないことがわかるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ガイドラインの基本姿勢」として明記。
5 <ul style="list-style-type: none"> ・目標値を決めるのが難しかった。様々な手法が知れるとありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第8章 計画の策定・更新」に、目標の設定について事例を記載。
好事例自治体ヒアリングについて	
6 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定にあたった担当職員数、・現行・次期計画の頁数、・都市計画部局や、教育委員会との連携の工夫、・計画に記載する施策の予算的裏付け(議会対応) ・策定体制のうち都市計画関係の部署との連携方法、・民間活動の活用連携方法、・予算権限を持ったこども部局ポスト(役職)の有無、・第三者評価制度を持っているか、第三者委員会にこどもを含むか ・大規模アンケートの実施手法 ・こども・若者にわかりやすい計画にするための工夫 ・困難を抱えるこども、若者等、異なる対象ごとの意見聴取にあたっての工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング項目に追加。
7 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング対象地域として、東北・北陸・四国をカバーすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北から山形県、秋田県湯沢市を追加。 ・北陸から石川県を追加。 ・四国から高知県四万十市を追加。

2-1. こども大綱の動き

【こども家庭審議会(総会)】

- 第1回:4月21日 内閣総理大臣(こども政策推進会議)からの諮問 等
- 第2回:9月25日 中間整理案について(基本政策部会の報告、関係分科会・部会からの意見)
- 第3回:11月22日 答申案について

【こども家庭審議会基本政策部会】

- 第1回:5月22日 自由討議
- 第2回:6月20日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針①
- 第3回:6月30日 こども大綱の構成要素及び枠組み、目指すべき社会像、基本的な方針②
- 第4回:7月13日 こども大綱の各論について①
(1)幼児期まで～(3)思春期について)
- 第5回:7月25日 こども大綱の各論について②
(4)青年期、(5)各ライフステージに共通する事項等について、こども大綱における基本的な施策の構成について)
- 第6回:8月10日 こども大綱の各論について③
(「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM、こども・若者の意見反映、施策の推進体制等)、
こども・若者、子育て当事者等から意見を聴く取組について等
- 第7回:8月31日 国際社会の動向等について
- 第8回:9月 4日 中間整理案について①
- 第9回:9月15日 中間整理案について② ※9月25日審議会総会に向け関係分科会・部会でも議論
※9月29日に中間整理を公表。中間整理について、こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組を実施
- 第10回:11月17日 こども・若者、子育て当事者等の意見を聴く取組の結果、答申案について

12月22日 こども政策推進会議でこども大綱の案の了承
こども大綱の閣議決定

2-2. こども大綱の概要

こども大綱について

概要 こども基本法において、以下が規定されている。

- ・こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの。

第1 はじめに

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

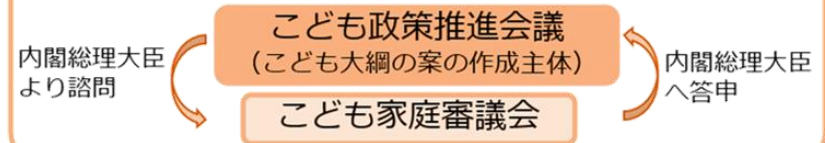
：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

(こども・若者から見てどのような社会かを具体的に記載)



全ての人にとって、社会的価値が創造され、幸福が高まる

- ・こども大綱の案はこども政策推進会議が作成することとされている。(こども基本法第17条第2項第1号)
- ・こども大綱の案の作成は、こども政策推進会議の決定により、内閣総理大臣からこども家庭審議会に諮問がなされた。



第2 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

第3 こども施策に関する重要事項

こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

- 1 ライフステージを通じた重要事項
- 2 ライフステージ別の重要事項
(こどもの誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期)
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

第4 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
- 3 施策の推進体制等

別紙 目標・指標

2-2. こども大綱の概要(自治体こども計画部分抜粋)

第2 こども施策に関する基本的な方針

(6)施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策の具体的な実施を中心的に担っているのは地方公共団体であり、国は、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進する。多くの地方公共団体において、地域の実情に応じた自治体こども計画が策定・推進されるよう、国において支援・促進する。

第4 こども施策を推進するために必要な事項

3 施策の推進体制等

(3)自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携

(自治体こども計画の策定促進)

こども基本法において、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。自治体こども計画は、各法令に基づくこども施策に関する関連計画と一体のものとして作成できることとされており、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとするなどが期待されている。

こども施策に関する計画を自治体こども計画として一体的に策定する地方公共団体を積極的に支援するとともに、教育振興基本計画との連携を含め好事例に関する情報提供・働きかけを行う。自治体こども計画の策定・推進状況やこどもに関する基本的な方針・施策を定めた条例の策定状況についての「見える化」を進める。

3. ガイドラインの素案

【構成案】 ○は想定している項目例

I 自治体こども計画策定に関する内容

第1章 自治体こども計画の概要

- 自治体こども計画の概要
- 自治体こども計画の目的と必要性

第2章 ガイドラインの概要

- ガイドラインの目的
- ガイドラインの基本姿勢

・第2章に記載する基本姿勢には、4章～8章の手法は、あくまで参考であり、自治体の状況に応じて検討を進めていただきたい旨
・事例は必ずしも優良事例ではない旨を明記

第3章 こども大綱に書かれている内容

- 「ライフステージを通じた重要事項」に書かれている内容
- 「ライフステージ別の重要事項」に書かれている内容
- 「子育て当事者への支援に関する重要事項」に書かれている内容

・第3章では、こども大綱のうち、「こども施策に関する重要事項」に関するポイントを記載。

3. ガイドラインの素案

【構成案】

II 自治体こども計画作成の手法

第4章 計画策定体制・スケジュール

- スケジュールの検討
- 庁内体制の構築
- 審議会の設置・運営
- 関係機関との連携
- 予算の確保
- 外部委託

こども大綱のうち、「こども施策を推進するために必要な事項」の記載を踏まえつつ、事例紹介を中心に記載

第5章 既存計画との関係

- 上位計画・関連計画との整合確認
- 一体とできる計画の確認
- 都道府県こども計画の勘案

こども基本法10条に記載のある「一体のものとして作成することができる」部分の手法を記載

第6章 計画策定のための調査・分析

- アンケートの実施
- アンケート結果の分析
- XXXXの実施
- XXXX結果の分析

こども等からの意見の聴取以外に行う調査について、実施方法と分析方法に分けて記載

3. ガイドラインの素案

【構成案】

第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映

- こども・若者、子育て当事者への意見聴取
- こども・若者、子育て当事者への意見聴取結果の反映
- XXXXへの意見聴取
- XXXXへの意見聴取結果の反映

第8章 計画の策定・更新

- 計画の構成
- 目標の設定
- 計画の評価・見直し

困難を抱えるこども・若者、関連団体等、他の意見聴取対象について記載
対象の選択(判断基準)、方法、対象年齢、意見を聞くべき項目、配慮すべき点についても記載

III 参考・資料編

こどもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針

法令や策定指針等の原文を抜粋して掲載

3. ガイドラインの素案

【フォーマット案】第4章～第8章について

・概要

・ポイント(箇条書き)

・自治体規模ごとに事例を掲載

・参考・資料編のイメージ

・第4章 計画策定体制・スケジュール

4-1 スケジュールの検討

Point

事例 <XX県 XX市>

事例 <XX県 XX市>

・子どもに関する法令やそれらに基づく計画の策定指針

・子ども・若者育成支援推進法

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念のっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活

を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようになるための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二條 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、

様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 他学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三條 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。